

答申第 1160 号

諮問第 1820 号

件名：南海トラフ地震に対する対応方針がどのように変わったのか記載された
文書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 6 年 9 月 17 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 26 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 6 年 9 月 17 日に愛知県警察本部情報公開窓口を訪れ、行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けた。

この行政文書開示請求書に記載された、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項欄の記載内容は、後日所要の補正を行った結果、

令和 6 年 8 月 8 日に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された。

①これに対し対応結果が記載された文書

②上記情報終了後以降、南海トラフ地震に対する対応方針がどのように変わったのか記載された文書

（請求日現在 警備第二課で保管のもの）

となった（以下、この請求内容のうち、「②上記情報終了後以降、南海トラフ地震に対する対応方針がどのように変わったのか記載された文書」に関する請求内容を「本件開示請求」という。）。

(イ) 本件請求対象文書の調査

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき（以下「災害発生時等」という。）における警察の活動及び平素の措置に関する基本的な事項については愛知県警察自然災害警備基本計画（令和４年備災発甲第 60 号。以下「基本計画」という。）により定められている。しかしながら、基本計画は、令和 6 年 6 月 24 日備警二発甲第 131 号により改正されたのを最後に内容の変更は行われていない。そのため本件開示請求の条件に合致する行政文書は作成又は取得しておらず、存在しないことを確認した。

イ 行政文書不開示決定

上記ア(イ)のとおり本件請求対象文書は作成又は取得しておらず、存在していないため、処分庁は、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、本件処分を行った。

なお、本件開示請求以外の請求内容については、別に処分を決定している。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、災害対策業務について独自の見解を述べ、本件請求対象文書が存在する旨主張し、開示を求めている。

しかしながら、上述したとおり、本件開示請求の条件を満たす文書は作成又は取得されておらず存在していないことから、審査請求人の主張は理由がなく失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、令和 6 年 8 月 8 日に気象庁より発表された南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の呼びかけが終了した以降、南海トラフ地震に対する対応方針がどのように変わったのか記載された文書であって、本件開示請求日である同年 9 月 17 日時点において愛知県警察本部警備部警備第二課で管理するものである。

(2) 本件請求対象文書の存否について

当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、愛知県警察における南海トラフ地震に対する対応方針については、基本計画に記載されてお

り、同計画は、令和 6 年 6 月 24 日に改正が行われた後、本件開示請求日である同年 9 月 17 日までの間に改正が行われていないとのことである。

また、当審査会において処分庁に確認したところ、基本計画のほかにも南海トラフ地震臨時情報発表時の手順を示したマニュアル等が存在するが、基本計画が改正されない限り、それらの文書も改正されないとのことである。

当審査会より処分庁から提出された基本計画を確認したところ、同計画には南海トラフ地震臨時情報発表時における愛知県警察の対応方針が記載されており、また、同臨時情報の発表があった令和 6 年 8 月 8 日から本件開示請求日である同年 9 月 17 日までの間に同計画の改正は行われていないことが認められる。

これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

令和 6 年 8 月 8 日に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された。

②上記情報終了後以降、南海トラフ地震に対する対応方針がどのように変わったのか記載された文書

(請求日現在 警備第二課で保管のもの)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 1 2 . 2 6	諮問（弁明書の写しを添付）
7 . 8 . 2 0 (第 711 回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7 . 9 . 9 (第 713 回審査会)	審議
7 . 1 0 . 2 8	答申